

## 墨田区国民保護計画（令和8年変更）の新旧対照表

## 第1編 総論

頁	変更箇所	変更案	現行
1		(削除)	(4) オリンピック・パラリンピック開催に向けた対策 本計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や国内外の注目が集まる2020年オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態（大規模なテロ等）への対処を重視する。
2		第1編 総論 第2編 武力攻撃事態等への対処 第3編 復旧等 第4編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処 第5編 平素からの備え	第1編 総論 第2編 平素からの備え 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4編 復旧等 第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処
	注釈	(*) 武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。	(20頁から移動)
2	4	区は、本計画に基づき、具体的な運用のために必要なマニュアル <u>を整備するとともに、必要に応じて関係機関との協定等を締結する。</u>	区は、本計画に基づき、具体的な運用のために必要なマニュアル、関係機関との協定等を <u>速やかに整備する</u> 。
3	(3)	区は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。 <u>区は、いわゆるデマ情報の拡散による被害拡大防止に努めるとともに、デマ情報への注意喚起を併せて実施する。</u>	区は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。
5	注釈	(*) 区対策本部の役割については、第2編第2章を参照	(*) 区対策本部の役割については、第3編第2章を参照
6		■ 区 ■ 東京都（都国民保護計画より） (別図表1のとおり)	■ 区の事務 ■ 東京都の事務（都国民保護計画より） (別図表1のとおり)
7		■ 国（都国民保護計画より） (別図表2のとおり) ■ 国（指定地方行政機関）	■ 指定地方行政機関
10	1 (1)	本区は、東経139度47分18秒から50分28秒、北緯35度41分09秒から44分31秒にわたり東京都の東部に位置し、南北に流れる一級河川の隅田川と荒川にはさまれている。面積は、13.77平方キロメートルである。（国土交通省国土	本区は、東経139度47分18秒から50分28秒、北緯35度41分09秒から44分31秒にわたり東京都の東部に位置し、南北に流れる一級河川の隅田川と荒川にはさまれている。面積は、13.75平方キロメートルである。なお、国土交

		地理院公表の「令和7年度全国都道府県敷く町村面積調（令和7年4月1日時点）」による。)	通省国土地理院では、面積計測方法の変更（基となる地形図を2万5千分の1地形図から電子国土基本図に変更する等）により、平成26年の墨田区の面積は13.77平方キロメートルであると公表している。
12	2	本区は温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温は、年平均 <u>17°C</u> で、近年は、区部を中心に「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある。降水量は、梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多い。 (別図表3のとおり)	本区は温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温は、年平均 <u>16°C</u> で、近年は、区部を中心に「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある。降水量は、梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多く、年平均3個の台風が接近する。 (別図表3のとおり)
13	3	本区における人口は年々増加しており、令和5年1月1日現在では、 <u>279,985</u> 人となっている。一方、平均世帯人員は、同日現在 <u>1.72</u> 人と減少の一途をたどっており、これは、単身世帯の増加と核家族化の進行のほか、出生率が低下していることも影響しているものと考えられる。	本区における人口は、昭和15年に当時の本所・向島両区を合わせ約48万人を記録したが、戦災という異常事態のあった昭和20年には、約77,000人と、ピーク時の16%にまで激減した。 しかし、戦後の復興が進み、景気の回復に伴って再び増勢に転じ、国勢調査でみると昭和25年には約24万人、30年では約30万人、35年では <u>331,843</u> 人となり、戦後における本区人口の最高を記録している。また、住民登録にみる人口も東京都が1,000万人を超えた昭和38年5月の <u>326,234</u> 人をピークに減少に転じ、国勢調査において昭和40年には約32万人、45年には約28万人、50年には約25万人、55年及び60年には約23万人、平成2年には約22万人、平成7年度には22万人を割っている。 そして、住民基本台帳と外国人登録人口でみると、昭和51年8月には25万人を割り、平成9年4月には <u>21万9,667</u> 人まで減少したものの以降は徐々に増加に転じ、平成29年1月1日現在では、 <u>265,238</u> 人となっている。 一方、平均世帯人員は、昭和50年は <u>2.87</u> 人、60年は <u>2.65</u> 人となり、平成29年1月1日現在では <u>1.83</u> 人と減少の一途をたどっている。これは、単身世帯の増加と核家族化の進行のほか、出生率が低下しているものと考えられる。
	3(1)	住民基本台帳による令和5年1月1日現在の本区の人口密度は、1ヘクタール当たり <u>203</u> 人で東京都の <u>63</u> 人、23区部の <u>152</u> 人を上回る高密度となっている。 (別図表4のとおり)	住民基本台帳による平成29年1月1日現在の本区の人口密度は、1ヘクタール当たり <u>193</u> 人で東京都の <u>62</u> 人、23区部の <u>149</u> 人を上回る高密度となっている。 (別図表4のとおり)
14	3(2)	年齢3階層別人口構成比は、令和5年1月1日現在、0～14歳の幼年人口が <u>9.9%</u> 、15～64歳の生産年齢人口が <u>68.6%</u> 、65歳以上の高齢者人口が <u>21.5%</u> となっている。昭和60年の構成比はそれぞれ <u>17.5%</u> 、 <u>71.6%</u> 、 <u>10.9%</u> であるので、本区の高齢者人口の占める割合は増加傾向にある。	年齢3階層別人口構成比は、平成29年1月1日現在、0～14歳の幼年人口が <u>10.6%</u> 、15～64歳の生産年齢人口が <u>66.7%</u> 、65歳以上の高齢者人口が <u>22.7%</u> となっている。ちなみに、昭和60年の構成比はそれぞれ <u>17.5%</u> 、 <u>71.6%</u> 、 <u>10.9%</u> であるので、本区の高齢者人口の占める割合が急速に伸びてい

			る。
	3(2)	年齢別人口及び人口割合 令和5年1月1日午前0時現在（住民基本台帳による） (別図表5のとおり)	年齢別人口及び人口割合 平成29年1月1日午前0時現在（住民基本台帳による） (別図表5のとおり)
	3(3)	<p>本区の昼間人口は、平成17年以降増加を続けており、令和2年には28万2千人になっている。</p> <p>また、同年現在、本区から区外へ通学・通勤する者は31.6%で、流出先は千代田区、中央区、港区、江東区などの都心周辺区が多く、区外から本区へ通学・通勤する者は、34.0%で、江戸川区、江東区、葛飾区、千葉県、埼玉県など都心から見て外側の区域からの流入が多い。（令和2年国勢調査から）</p> <p>(別図表6のとおり) (別図表7のとおり)</p>	<p>本区の昼間人口は、減少傾向を続け、平成2年には26万7千人となつたが、平成7年には約27万人となり、久々に増加に転じた。平成12年には25万7千人と減少したもの、平成17年には26万2千人と再び増加し、平成22年には27万9千人と増加し続けてる。</p> <p>本区から区外へ通学・通勤する者は、平成22年には28.3%であり、流出先は中央区、千代田区、港区、江東区などの都心周辺各区が多い。</p> <p>区外から本区へ通学・通勤する者は、平成22年には36.4%であり、江戸川区、江東区、葛飾区、千葉県、埼玉県など都心から見て外側の区域からの流入が多い。（平成22年国勢調査から）</p> <p>(別図表6のとおり) (別図表7のとおり)</p>
15	3(4)	本区には、約1万4千人が住民登録をしている。中国籍の人口が多く、外国人人口の50%近くを占めており、次いで韓国・朝鮮籍が多い。 (別図表8のとおり)	本区には、約1万人が住民登録をしている。中国籍、韓国・朝鮮籍の人口が多く、外国人人口の70%近くを占めており、次いでフィリピン籍が多い。 (別図表8のとおり)
18	5(1)	<p>区内にはJR東日本（東日本旅客鉄道株）、都営地下鉄、東京メトロ（東京地下鉄株）、東武鉄道（株）及び京成電鉄（株）の各鉄道路線がそれぞれ通過しており、比較的交通利便性が高くなっている。また、区の南北を結ぶ交通機関として、平成15年3月19日に、地下鉄11号線（半蔵門線）が中央区の水天宮前から錦糸町を通って押上まで延伸され、さらに東武線との乗り入れが開始された。</p> <p>今後は、地下鉄8号線（有楽町線）の延伸に期待がかけられており、その実現に向けて引き続き取り組みを進めていく。</p> <p>(別図表9のとおり)</p>	<p>区内にはJR東日本（東日本旅客鉄道株）、都営地下鉄、東京メトロ（東京地下鉄株）、東武鉄道（株）及び京成電鉄（株）の各鉄道路線がそれぞれ通過しており、比較的交通利便性が高くなっている。また、区の南北を結ぶ交通機関として、地下鉄8号線（有楽町線）及び11号線（半蔵門線）の延伸に期待がかけられており、このうち地下鉄11号線については、平成15年3月19日に中央区の水天宮前から錦糸町を通って押上まで延伸され、さらに東武線との乗り入れが開始された。今後、11号線の押上駅以北と8号線の建設について、その実現に向けて引き続き取り組みを進めしていく。</p> <p>(別図表9のとおり)</p>
19	6	東京都地域防災計画・震災編では、都内に395箇所の災害時臨時離着陸場候補地を指定している。そのうち、墨田区内の候補地は都立墨東病院ヘリポート等の3箇所であり、都内の1市区町あたり6.3箇所に比して若干少ない状況である。	東京都地域防災計画・震災編では、都内に329箇所の災害時臨時離着陸場候補地を指定している。そのうち、墨田区内の候補地は区立新平井橋公園等の4箇所であり、都内の1市区町あたり5.3箇所に比して若干少ない状況である。
20	8	【留意点】	【留意点】 大規模集客施設・イベント、特に、東京スカイツリーや東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場が攻撃目標となる事態の発生を想定したマニュアルの整備、訓

		大規模集客施設・イベント、特に、東京スカイツリーが攻撃目標となる事態の発生を想定したマニュアルの整備、訓練等を通じて、関係機関との連携体制を整備する必要がある。	練等を通じて、関係機関との連携体制を整備する必要がある。
	7	東京都は、木造住宅が密集する地域で震災時に甚大な被害が想定される地域について、防災生活圈を基本的な単位として整備区域に指定している（28地域、約 <u>6,500ha</u> ）。	東京都は、木造住宅が密集する地域で震災時に甚大な被害が想定される地域について、防災生活圈を基本的な単位として整備区域に指定している（28地域、約 <u>6,900ha</u> ）。
21	上部枠内	本計画では、 <u>最近の国際情勢</u> を踏まえ、 <u>弾道ミサイル攻撃への備え</u> を重視する。また、 <u>世界の首都や大都市で大規模なテロ</u> が多く発生していることから、 <u>大規模なテロ等</u> にも都や関係機関と連携し適切に対応していく。	本計画では、 <u>世界の首都や大都市で大規模なテロ</u> が多く発生している状況や、 <u>国内外の注目</u> が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、 <u>緊急対処事態（大規模なテロ等）への対処</u> を重視する。また、 <u>競技会場や重要インフラ等</u> を狙ったサイバーテロが発生した場合、 <u>区民活動や都市活動</u> に大きな影響を与え緊急対処事態に発展する恐れもあることから、都や関係機関と連携し適切に対応していく。
22	1 表	1 <u>弾道ミサイル攻撃</u> 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃 3 <u>航空攻撃</u> 4 <u>着上陸侵攻</u>	1 <u>着上陸侵攻</u> 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃 3 <u>弾道ミサイル攻撃</u> 4 <u>航空攻撃</u>
	表内3	○近年ではドローン（無人機）による攻撃も生起していることから留意が必要である。	
23	表	1 攻撃対象施設等による分類 (1) 危険物質を有する施設への攻撃 (2) 大規模集客施設等への攻撃 2 攻撃手段による分類 (1) 大量殺傷物質による攻撃 (2) 交通機関を破壊手段とした攻撃	1 危険物質を有する施設への攻撃 2 大規模集客施設等への攻撃 3 大量殺傷物質による攻撃 4 交通機関を破壊手段とした攻撃
	表内1(2)		○ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場及び周辺施設への攻撃が想定される。

## 第2編 武力攻撃事態への対処

頁	変更箇所	変更案	現行
25		第2編 武力攻撃事態への対処	第3編 武力攻撃事態への対処
26	【区危機管理対策本部の区政等】	本部長：区長 副本部長：副区長、教育長  本部員：企画経営室長、 <u>ファシリティマネジメント担当部長</u> 、総務部長、区民部長、地域力支援部長、産業観光部長、 <u>福祉部長</u> 、 <u>保健衛生部長</u> 、 <u>子ども・子育て支援部長</u> 、 <u>都市計画部長</u> 、 <u>危機管理担当部長</u> 、 <u>都市整備部長</u> 、 <u>立体化・まちづくり推進担当部長</u> 、 <u>資源環境部長</u> 、 <u>会計管理者</u> 、区議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、教育委員会事務局次長	本部長：区長 副本部長：副区長、教育長  本部員：企画経営室長、総務部長、区民部長、地域力支援部長、産業観光部長、 <u>福祉保健部長</u> 、 <u>保健衛生担当部長</u> 、 <u>子ども・子育て支援部長</u> 、 <u>都市計画部長</u> 、 <u>危機管理担当部長</u> 、 <u>都市整備部長</u> 、 <u>環境担当部長</u> 、 <u>立体化推進担当部長</u> 、 <u>会計管理者</u> 、区議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、教育委員会事務局次長
28	1(3)ア	区は、「危機管理連絡会議等」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要に応じて、「区災害対策本部」を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示（*）、警戒区域の設定（**）、救急救助等の応急措置を行う。また、区長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。	区は、「危機管理連絡会議等」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、「区災害対策本部」を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示（*）、警戒区域の設定（**）、救急救助等の応急措置を行う。また、区長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。
32	2(4)	【墨田区国民保護対策本部の組織】 (別図表10のとおり)	【墨田区国民保護対策本部の組織】 (別図表10のとおり)
33	2(4)	【国民保護対策本部の体制及び各部・隊の武力攻撃事態における分掌事務】 (別図表11のとおり)	【国民保護対策本部の体制及び各部・隊の武力攻撃事態における分掌事務】 (別図表11のとおり)
42	2(5)	区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、区対策本部に広報広聴体制を整備する。 <u>（第5編へ移動整理）</u>	区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、区対策本部に広報広聴体制を整備する。 <u>高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し配慮を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。特に、言語や生活習慣の違いによるハンディをもつ外国人に対しても、必要な情報の提供が行えるよう、相談窓口の設置等を検討していく。</u>
46	1(2)	区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。 <u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u>	区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

51	1(2)	【区長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組】 (別図表 12 のとおり)	【区長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組】 (別図表 12 のとおり)
52	2(1)	警報の内容の伝達方法については、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。	警報の内容の伝達方法については、 <u>当面の間は、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u>
	2(1)ア	原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、防災行政無線（同報系・地域系）により武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。さらに、携帯電話・パソコンへのメール配信、広報車の使用、住民防災組織・連絡員による各世帯等への伝達、ケーブルテレビの活用、ホームページの活用、災害時優先電話の使用などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。	<u>この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、防災行政無線（同報系・地域系）により武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。さらに、携帯電話・パソコンへのメール配信、広報車の使用、住民防災組織・連絡員による各世帯等への伝達、ケーブルテレビの活用、ホームページの活用、災害時優先電話の使用などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</u>
	2(1)イ(ア)	原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線（同報系・地域系）やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。また、広報車の使用、住民防災組織・連絡員による各世帯等への伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用、災害時優先電話の使用などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。	<u>この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線（同報系・地域系）やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。また、広報車の使用、住民防災組織・連絡員による各世帯等への伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用、災害時優先電話の使用などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</u>
	2(1)イ(イ)	区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。	なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
	2(2)	区長は、警報の内容の伝達に当たり、東京消防庁（消防署）の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。この場合、消防団は、東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄の下に行動するものとする。  また、区は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標識を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）と緊密な連携を図る。	区長は、警報の内容の伝達に当たり、東京消防庁（消防署）の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。 <u>なお、この場合、消防団は、東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄の下に行動するものとする。</u>  また、区は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）と緊密な連携を図る。
	2(3)	警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者に対するサイレンの周知や警報発令後におけるべき行動等について普及啓発を行うほか、 <u>墨田区要配慮者避難支援プラン</u> の活用、地域住民や住民防災組織による協力・連携体制の確立、要配慮者サポート隊事業の推進、国際交流団体等への協力の要請など、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者に対するサイレンの周知や警報発令後におけるべき行動等について普及啓発を行うほか、 <u>避難支援プラン</u> の活用、地域住民や住民防災組織による協力・連携体制の確立、要配慮者サポート隊事業の推進、国際交流団体等への協力の要請など、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
	注釈	(要配慮者の説明は 14 頁に移動) <u>(*) 要配慮者に関して、避難支援等関係者が連携して避難支援を行うための計画</u>	<u>(*) 要配慮者とは、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者をいい、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊娠婦、外国人等を想定している。</u> <u>(**) 要配慮者に関して、避難支援等関係者が連携して避難支援を行うための計画</u>
56	2(3)カ	要配慮者の避難方法の決定 ( <u>墨田区要配慮者避難支援プラン</u> 、区対策本部国民保護要	要配慮者の避難方法の決定 ( <u>要配慮者総合支援プラン</u> 、区対策本部国民保護要配慮者

		配慮者救護部の設置、要配慮者サポート隊の協力)	救護部の設置、要配慮者サポート隊の協力)				
60	4 (1) 枠内	<p><u>『住民の行動』</u></p> <p>(1) <u>住民のとるべき行動</u></p> <p><u>状況に応じて適切な避難行動をとる。</u></p> <p><u>行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。</u></p> <p><u>※ 第5編第4章「4 区民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え」</u></p> <p><u>(143 ページ) 参照（「『弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について』」、「『武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点』」）</u></p> <p>(2) <u>住民の協力</u></p> <p><u>避難住民その他の者は、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。</u></p> <p><u>※ 協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。</u></p>					
	4 (1)	<p><b>弾頭ミサイル攻撃（通常弾頭・BC弾頭）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発射後短時間で着弾することが予想されるため、<u>弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める等、迅速な情報伝達等により被害を局限化することが重要である。</u></li> </ul>	<p><b>弾頭ミサイル攻撃（通常弾頭・BC弾頭）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発射後短時間で着弾することが予想されるため、<u>迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。</u></li> </ul>				
62		第4編「大規模テロ等（緊急対処事態）への対処」で記述する。	第5編「大規模テロ等（緊急対処事態）への対処」で記述する。				
63	4(2)	<p>《該当する事態類型と避難上の留意点》</p> <p><b>弾頭ミサイル攻撃（核弾頭）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、関係機関と調整し必要な措置を実施する。</li> </ul>	<p>《該当する事態類型と避難上の留意点》</p> <p><b>弾頭ミサイル攻撃（核弾頭）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>スクリーニング及び除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、関係機関と調整し必要な措置を実施する。</li> </ul>				
66	1(2)	<p>【都と区市町村間における役割分担】（東京都国民保護計画から抜粋）</p> <p>都と区市町村間における主な役割分担は、防災計画における都と区市町村間の役割分担を踏まえ、次のとおりとする。なお、救援に係る措置については、国民保護法上は知事の役割とされているところであるが、国民保護法第76条第1項（*）の規定に基づき、その一部を区市町村が行うこととするものである。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な措置</td> <td>役割分担</td> </tr> </table>	主な措置	役割分担	<p>【都と区市町村間における役割分担】（東京都国民保護計画から抜粋）</p> <p>都と区市町村間における主な役割分担は、防災計画における都と区市町村間の役割分担を踏まえ、次のとおりとする。なお、救援に係る措置については、国民保護法上は知事の役割とされているが、国民保護法第76条第1項（*）の規定に基づき、その一部を区市町村が行うこととするものである。</p> <table border="1"> <tr> <td>主な措置</td> <td>役割分担</td> </tr> </table>	主な措置	役割分担
主な措置	役割分担						
主な措置	役割分担						

	避難場所の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 原則として避難場所が所在する区市町村が運営する。</li> <li><input type="radio"/> 必要に応じて都が補完する。</li> </ul>	(同左)	(同左)
	避難所等の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 避難所・福祉避難所の開設、運営は区市町村が行うこととし、都はこれを補完する。</li> <li><input type="radio"/> 都又は民間が管理する大規模施設などの運営は都が行うこととし、区市町村は、これに協力する。</li> </ul>	(同左)	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> <u>(指定)避難所・二次避難所(福祉避難所)</u>の開設、運営は区市町村が行うこととし、都はこれを補完する。</li> <li><input type="radio"/> 都又は民間が管理する大規模施設などの運営は都が行うこととし、区市町村は、これに協力する。</li> </ul>
	食糧・生活必需品の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 都による一括調達を原則とし、必要に応じて、都及び区市町村における備蓄品を活用する。</li> <li><input type="radio"/> 緊急時における食糧・生活必需品は、区市町村の備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。</li> </ul>	(同左)	(同左)
	医療の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区市町村が一次的に行い、都は要請に基づき<u>都医師会等に対する都医療救護班等</u>の派遣要請や広域的な応援要請を行う。</li> <li><input type="radio"/> 都は区市町村の要請に基づき医薬品、医療資材の補充を行う。</li> <li><input type="radio"/> 区市町村は被災現場から医療救護所までの患者搬送及び医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施し、都は医療救護所から<u>災害拠点病院等</u>への患者搬送を実施する。</li> </ul>	(同左)	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区市町村が一次的に行い、都は要請に基づき<u>都医療救護班の派遣、都医師会等に対する派遣</u>要請や広域的な応援要請を行う。</li> <li><input type="radio"/> 都は区市町村の要請に基づき医薬品、医療資材の補充を行う。</li> <li><input type="radio"/> 区市町村は被災現場から医療救護所までの患者搬送及び医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施し、都は医療救護所から<u>医療施設</u>への患者搬送を実施する。</li> </ul>
	備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 食糧、生活必需品、医薬品等の備蓄は、災害対策用の備蓄を活用する。</li> <li><input type="radio"/> N B C 災害への対処として、都は、都が現地に派遣する職員の安全確保のために必要となる資材を備蓄又は調達する。区市町村は、それぞれの地域の特性に応じて資材を備蓄又は調達する。</li> </ul>	(同左)	(同左)
	保健衛生の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 区市町村は巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣し、都は要請に基づき区市町村の支援及び補完を行う。</li> <li><input type="radio"/> 都及び区市町村は、避難所の食品衛生指導等を行う。</li> <li><input type="radio"/> 区市町村は、避難所に対する衛生管理指導を行い、都はこれに指導・助言を行う。</li> </ul>	(同左)	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 区市町村は巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣し、都は要請に基づき区市町村の支援及び補完を行う。</li> <li><input type="radio"/> 都及び区市町村は、避難所の食品衛生指導等を行う。</li> <li><input type="radio"/> 区市町村は、避難所に対する衛生管理指導を行い、都はこれに指導・助言を行う。</li> <li><input type="radio"/> 区市町村及び都は、避難先地域における飲料水の安全等環境衛生の確保のため、<u>環境衛生指導班による水の消毒の確認</u>や避難所の環境整備のための措置を講ずる。</li> </ul>

	被災者の搜索及び救出	○ 区市町村は、警視庁、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う被災者の搜索、救出に協力する。	(同左)	(同左)
	埋葬及び火葬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。</li> <li>○ 都は必要に応じて広域火葬体制に基づく火葬の実施について調整、推進する。</li> </ul>	(同左)	(同左)
	電話その他の通信設備の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都は電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て通信機器等を設置する。</li> <li>○ 区市町村は避難所において機器の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。</li> </ul>	(同左)	(同左)
	武力攻撃災害による被害を受けた住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村は、都が定める<u>実施要領案</u>に基づき応急修理の募集、選定を行う。</li> <li>○ 都は応急修理を実施するために必要な措置を行う。</li> </ul>	(同左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村は、都が定める<u>選定基準</u>により応急修理対象者の募集、選定を行う。</li> <li>○ 都は区市町村からの報告を基に応急修理を実施する。</li> </ul>
	学用品の給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村は、必要量を把握し都に報告する。</li> <li>○ 都は学用品を一括して調達し、区市町村が配付する。</li> </ul>	(同左)	(同左)
	行方不明者の搜索及び <u>遺体</u> の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村は、警視庁、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う行方不明者の搜索に協力する。</li> <li>○ 区市町村は、警視庁等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、<u>遺体</u>の搬送、収容及び処理等を行う。</li> <li>○ 都は、行方不明者の搜索、<u>遺体</u>の搬送・収容等に関する支援、連絡調整を行う。</li> </ul>	(同左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村は、警視庁、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う行方不明者の搜索に協力する。</li> <li>○ 区市町村は、警視庁等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、<u>死体</u>の搬送、収容及び処理等を行う。</li> <li>○ 都は、行方不明者の搜索、<u>死体</u>の搬送・収容等に関する支援、連絡調整を行う。</li> </ul>
	ごみ、し尿、がれき処理及び土石・竹木等の除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村は、各所管区域のごみ処理を行う。</li> <li>○ 区市町村は、仮設トイレ等を設置するとともに、し尿を収集し、下水道施設（水再生センター又は管路）への搬入又は投入により処理する。</li> <li>○ 都は、搬入又は投入先の下水道施設（水再生センター又は管路）のし尿受入口の特定を行う。</li> <li>○ 区市町村は、所管区域におけるがれき処理を行う。都は、がれき処理に関する広域的な調整を行う。</li> <li>○ 区市町村は、土石、竹木等の除去を実施する。都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施する。</li> </ul>	(同左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村は、各所管区域のごみ処理を行う。</li> <li>○ 区市町村は、仮設トイレ等を設置するとともに、し尿を収集し、下水道施設（水再生センター又は管路）への搬入又は投入により処理する。</li> <li>○ 都は、搬入又は投入先の下水道施設（水再生センター又は管路）のし尿受け入れ口の特定を行う。</li> <li>○ 区市町村は、所管区域におけるがれき処理を行う。都は、がれき処理に関する広域的な調整を行う。</li> <li>○ 区市町村は、土石、竹木等の除去を実施する。都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施する。</li> </ul>
	応急仮設住宅等の供	○ 都は、応急仮設住宅等の確保に必要な措置を行う。	(同左)	○ 都は、長期避難住宅及び応急仮設住宅を設置し、原則とし

		<p><u>与、運営</u></p> <p>○ 区市町村は、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>	<p>て都営住宅に準じて管理する。</p> <p>○ 区市町村は、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>
68	1(3)	<p>(3) <u>住民の協力</u></p> <p><u>救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者は、救援に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。</u></p> <p><u>※ 協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。</u></p>	
71	4(1)	<p>イ 応急仮設住宅等の<u>供与</u>、運営</p> <p>区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が供与する応急仮設住宅等に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>	<p>イ 応急仮設住宅等の<u>設置</u>、運営</p> <p>区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が供与する応急仮設住宅等に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>
72	4(2) イ	<p>(ア) 区が行う給水活動</p> <p>区は、<u>防災計画における飲料水等の供給に準じて給水活動を行う。</u></p>	<p>(ア) 区が行う給水活動</p> <p>区は、<u>次のような給水活動を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事態発生直後に水道水の給水が困難な場合は、小・中学校及び区施設等に配備したろ過機により、学校のプールの水及び飲料水貯水槽の水をろ過し、被災者に給水する。</li> <li>・ 区は、都区役割分担に基づき、被災者への給水を行う。</li> <li>・ 各災害時給水ステーション（給水拠点）から輸送した飲料水について、避難所を中心に区民への給水を行う。</li> </ul>
78	2	<p>2 都に対する報告</p> <p>区は、都への報告に当たっては、原則として、「安否情報システム」を用い、<u>システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に定める様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールにより都に送付する。</u>ただし、事態が急迫している場合などこれらのことによることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。</p>	<p>2 都に対する報告</p> <p>区は、都への報告に当たっては、原則として、「安否情報システム」を用い、安否情報省令第2条に定める様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらのことによることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。</p>
79	5	<p>5 個人情報の保護への配慮</p> <p>安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。</p> <p>安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答に止めるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。</p>	<p>5 個人情報の保護への配慮</p> <p>安否情報は個人情報であることにかんがみ、<u>墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）にのっとり、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。</u></p> <p><u>特に、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。</u></p>
85	3	3 住民の協力等	

		<p>(1) 発見者の通報義務等</p> <p>武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を区市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。</p> <p>(2) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力</p> <p>当該区域内の住民は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。</p> <p>(3) 保健衛生の確保への協力</p> <p>当該区域内の住民は、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。</p> <p>※ (2)及び(3)について、協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。</p>	
101	2(2)	<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 区は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針<sub>(改訂版)</sub>」（平成<sub>30</sub>年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を確立する。</p>	<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 区は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成<sub>26</sub>年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を確立する。</p>

第3編 復旧等

頁	変更箇所	変更案	現行																														
103		第3編 復旧等	第4編 復旧等																														
104	1	1 国における所要の法制の整備等	(1) 国における所要の法制の整備等																														
	2	2 区が管理する施設及び設備の復旧	(2) 区が管理する施設及び設備の復旧																														
		<p>【参考】復旧・復興における都・各機関等の役割分担（東京都国民保護計画抜粋）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>国</td><td> <input type="checkbox"/> 管理する施設及び設備の応急復旧  <input type="checkbox"/> 都又は指定公共機関の応急復旧の支援  <input type="checkbox"/> 武力攻撃災害からの復旧         </td></tr> <tr> <td>対策本部</td><td></td></tr> <tr> <td>指定行政機関・ 指定地方行政機関</td><td></td></tr> <tr> <td>都</td><td> <input type="checkbox"/> ライフラインが被災した場合の応急復旧  <input type="checkbox"/> 道路等の公共施設の復旧  <input type="checkbox"/> 都のライフライン施設の復旧  <input type="checkbox"/> 区市町村又は指定地方公共機関の応急復旧の支援  <input type="checkbox"/> 都市、住宅、くらし、産業等の復興  <input type="checkbox"/> 国民保護に要した費用の支弁         </td></tr> <tr> <td>警視庁</td><td> <input type="checkbox"/> 犯罪の予防、社会秩序の維持         </td></tr> <tr> <td>東京消防庁</td><td> <input type="checkbox"/> 消防相談に関すること。  <input type="checkbox"/> 火災予防に関すること。         </td></tr> <tr> <td>区市町村</td><td> <input type="checkbox"/> 道路等の公共施設の復旧  <input type="checkbox"/> 都市、住宅、くらし、産業等の復興  <input type="checkbox"/> 国民保護に要した費用の支弁         </td></tr> <tr> <td>自衛隊</td><td> <input type="checkbox"/> 施設等の応急復旧等に関する措置         </td></tr> <tr> <td>指定公共機関・ 指定地方公共機関</td><td> <input type="checkbox"/> 管理する施設及び設備の応急復旧  <input type="checkbox"/> 応急復旧の支援  <input type="checkbox"/> ライフライン施設等の復旧         </td></tr> </tbody> </table>	国	<input type="checkbox"/> 管理する施設及び設備の応急復旧 <input type="checkbox"/> 都又は指定公共機関の応急復旧の支援 <input type="checkbox"/> 武力攻撃災害からの復旧	対策本部		指定行政機関・ 指定地方行政機関		都	<input type="checkbox"/> ライフラインが被災した場合の応急復旧 <input type="checkbox"/> 道路等の公共施設の復旧 <input type="checkbox"/> 都のライフライン施設の復旧 <input type="checkbox"/> 区市町村又は指定地方公共機関の応急復旧の支援 <input type="checkbox"/> 都市、住宅、くらし、産業等の復興 <input type="checkbox"/> 国民保護に要した費用の支弁	警視庁	<input type="checkbox"/> 犯罪の予防、社会秩序の維持	東京消防庁	<input type="checkbox"/> 消防相談に関すること。 <input type="checkbox"/> 火災予防に関すること。	区市町村	<input type="checkbox"/> 道路等の公共施設の復旧 <input type="checkbox"/> 都市、住宅、くらし、産業等の復興 <input type="checkbox"/> 国民保護に要した費用の支弁	自衛隊	<input type="checkbox"/> 施設等の応急復旧等に関する措置	指定公共機関・ 指定地方公共機関	<input type="checkbox"/> 管理する施設及び設備の応急復旧 <input type="checkbox"/> 応急復旧の支援 <input type="checkbox"/> ライフライン施設等の復旧	<p>【参考】復旧・復興における都・各機関等の役割分担（東京都国民保護計画抜粋）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>都</td><td> <input type="checkbox"/> 道路等の公共施設の復旧  <input type="checkbox"/> 都のライフライン施設の復旧  <input type="checkbox"/> 都市、住宅、くらし、産業等の復興  <input type="checkbox"/> 国民保護に要した費用の支弁         </td></tr> <tr> <td>警視庁</td><td> <input type="checkbox"/> 犯罪の予防、社会秩序の維持         </td></tr> <tr> <td>東京消防庁</td><td> <input type="checkbox"/> 消防相談に関すること。  <input type="checkbox"/> 火災予防に関すること。         </td></tr> <tr> <td>区市町村</td><td> <input type="checkbox"/> 道路等の公共施設の復旧  <input type="checkbox"/> 都市、住宅、くらし、産業等の復興  <input type="checkbox"/> 国民保護に要した費用の支弁         </td></tr> <tr> <td>指定公共機関</td><td> <input type="checkbox"/> ライフライン施設等の復旧         </td></tr> <tr> <td>指定地方公共機関</td><td> <input type="checkbox"/> ライフライン施設等の復旧         </td></tr> </tbody> </table>	都	<input type="checkbox"/> 道路等の公共施設の復旧 <input type="checkbox"/> 都のライフライン施設の復旧 <input type="checkbox"/> 都市、住宅、くらし、産業等の復興 <input type="checkbox"/> 国民保護に要した費用の支弁	警視庁	<input type="checkbox"/> 犯罪の予防、社会秩序の維持	東京消防庁	<input type="checkbox"/> 消防相談に関すること。 <input type="checkbox"/> 火災予防に関すること。	区市町村	<input type="checkbox"/> 道路等の公共施設の復旧 <input type="checkbox"/> 都市、住宅、くらし、産業等の復興 <input type="checkbox"/> 国民保護に要した費用の支弁	指定公共機関	<input type="checkbox"/> ライフライン施設等の復旧	指定地方公共機関	<input type="checkbox"/> ライフライン施設等の復旧
国	<input type="checkbox"/> 管理する施設及び設備の応急復旧 <input type="checkbox"/> 都又は指定公共機関の応急復旧の支援 <input type="checkbox"/> 武力攻撃災害からの復旧																																
対策本部																																	
指定行政機関・ 指定地方行政機関																																	
都	<input type="checkbox"/> ライフラインが被災した場合の応急復旧 <input type="checkbox"/> 道路等の公共施設の復旧 <input type="checkbox"/> 都のライフライン施設の復旧 <input type="checkbox"/> 区市町村又は指定地方公共機関の応急復旧の支援 <input type="checkbox"/> 都市、住宅、くらし、産業等の復興 <input type="checkbox"/> 国民保護に要した費用の支弁																																
警視庁	<input type="checkbox"/> 犯罪の予防、社会秩序の維持																																
東京消防庁	<input type="checkbox"/> 消防相談に関すること。 <input type="checkbox"/> 火災予防に関すること。																																
区市町村	<input type="checkbox"/> 道路等の公共施設の復旧 <input type="checkbox"/> 都市、住宅、くらし、産業等の復興 <input type="checkbox"/> 国民保護に要した費用の支弁																																
自衛隊	<input type="checkbox"/> 施設等の応急復旧等に関する措置																																
指定公共機関・ 指定地方公共機関	<input type="checkbox"/> 管理する施設及び設備の応急復旧 <input type="checkbox"/> 応急復旧の支援 <input type="checkbox"/> ライフライン施設等の復旧																																
都	<input type="checkbox"/> 道路等の公共施設の復旧 <input type="checkbox"/> 都のライフライン施設の復旧 <input type="checkbox"/> 都市、住宅、くらし、産業等の復興 <input type="checkbox"/> 国民保護に要した費用の支弁																																
警視庁	<input type="checkbox"/> 犯罪の予防、社会秩序の維持																																
東京消防庁	<input type="checkbox"/> 消防相談に関すること。 <input type="checkbox"/> 火災予防に関すること。																																
区市町村	<input type="checkbox"/> 道路等の公共施設の復旧 <input type="checkbox"/> 都市、住宅、くらし、産業等の復興 <input type="checkbox"/> 国民保護に要した費用の支弁																																
指定公共機関	<input type="checkbox"/> ライフライン施設等の復旧																																
指定地方公共機関	<input type="checkbox"/> ライフライン施設等の復旧																																

#### 第4編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

頁	変更箇所	変更案	現行														
106		<p>第4編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処</p> <p>大規模テロ等（緊急対処事態）への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。</p> <p>本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、<u>発生時の対処等</u>について特に必要な事項を記載する。</p> <p>■ <u>緊急対処事態（第1編 第5章 2 緊急対処事態）（23 ページ）参照</u></p> <p><u>緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。</u></p> <p>■ 想定される事態例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事態例</th><th>事 例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 攻撃対象施設による分類</td><td> <table border="1"> <tr> <td>① 危険物質を有する施設への攻撃</td><td>可燃ガス貯蔵施設等の爆破</td></tr> <tr> <td>② 大規模集客施設等への攻撃</td><td>大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破</td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td>(2) 攻撃手段による分類</td><td> <table border="1"> <tr> <td>③ 大量殺傷物質による攻撃</td><td>炭そ菌、サリン等の大量散布 ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散</td></tr> <tr> <td>④ 交通機関を破壊手段とした攻撃</td><td>航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ</td></tr> </table> </td></tr> </tbody> </table> <p>■ 共通する特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 非国家組織等による攻撃</li> <li>② 突発的な事態発生</li> <li>③ 発生当初は事故との判別が困難</li> <li>④ 不特定多数の市民が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場など）で発生する可能性が高い。</li> </ul>	事態例	事 例	(1) 攻撃対象施設による分類	<table border="1"> <tr> <td>① 危険物質を有する施設への攻撃</td><td>可燃ガス貯蔵施設等の爆破</td></tr> <tr> <td>② 大規模集客施設等への攻撃</td><td>大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破</td></tr> </table>	① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃ガス貯蔵施設等の爆破	② 大規模集客施設等への攻撃	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破	(2) 攻撃手段による分類	<table border="1"> <tr> <td>③ 大量殺傷物質による攻撃</td><td>炭そ菌、サリン等の大量散布 ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散</td></tr> <tr> <td>④ 交通機関を破壊手段とした攻撃</td><td>航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ</td></tr> </table>	③ 大量殺傷物質による攻撃	炭そ菌、サリン等の大量散布 ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散	④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<p>第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処</p> <p>大規模テロ等（緊急対処事態）への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。</p> <p>本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、<u>「初動対応力の強化」「平時における警戒」「大規模テロ等の発生時の対処」</u>等に関する特に必要な事項を記載する。</p> <p><u>なお、突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び区対策本部の設置指定が行われるまでは、区は、緊急に区民等の安全等を確保するため、区災害対策本部等を設置し、災害対策の仕組みを最大限活用して、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。</u></p>
事態例	事 例																
(1) 攻撃対象施設による分類	<table border="1"> <tr> <td>① 危険物質を有する施設への攻撃</td><td>可燃ガス貯蔵施設等の爆破</td></tr> <tr> <td>② 大規模集客施設等への攻撃</td><td>大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破</td></tr> </table>	① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃ガス貯蔵施設等の爆破	② 大規模集客施設等への攻撃	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破												
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃ガス貯蔵施設等の爆破																
② 大規模集客施設等への攻撃	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破																
(2) 攻撃手段による分類	<table border="1"> <tr> <td>③ 大量殺傷物質による攻撃</td><td>炭そ菌、サリン等の大量散布 ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散</td></tr> <tr> <td>④ 交通機関を破壊手段とした攻撃</td><td>航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ</td></tr> </table>	③ 大量殺傷物質による攻撃	炭そ菌、サリン等の大量散布 ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散	④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ												
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭そ菌、サリン等の大量散布 ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散																
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ																

107	章	第 <u>1</u> 章 発生時の対処	第 <u>3</u> 章 発生時の対処
110	章	第 <u>2</u> 章 大規模テロ等の類型に応じた対処	第 <u>4</u> 章 大規模テロ等の類型に応じた対処
	1	1 危険物質を有する施設への攻撃 (1) 攻撃による影響 [本文略] (2) 対処上の留意事項 [本文略] ※ 現行(2)は、第5編「平素からの備え」に移動整理	1 危険物質を有する施設への攻撃 (1) 攻撃による影響 [本文略] (2) 平素の備え [本文略] (3) 対処上の留意事項 [本文略]
	2	2 大規模集客施設等への攻撃 (1) 攻撃による影響 [本文略] (2) 対処上の留意事項 [本文略] ※ 現行(2)は、第5編「平素からの備え」に移動整理	2 大規模集客施設等への攻撃 (1) 攻撃による影響 [本文略] (2) 平素の備え [本文略] (3) 対処上の留意事項 [本文略]
	3	3 大量殺傷物質による攻撃 (ダーティボム) (1) 攻撃による影響 [本文略] (2) 対処上の留意事項 [本文略] ※ 現行(2)は、第5編「平素からの備え」に移動整理	3 大量殺傷物質による攻撃 (ダーティボム) (1) 攻撃による影響 [本文略] (2) 平素の備え [本文略] (3) 対処上の留意事項 [本文略]
111	(2)	ウ 医療活動 区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。	ウ 医療活動 区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の管理下において東京DMA Tにより、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。
	4	4 大量殺傷物質による攻撃 (生物剤) (1) 攻撃による影響 [本文略] (2) 対処上の留意事項 [本文略] ※ 現行(2)は、第5編「平素からの備え」に移動整理	4 大量殺傷物質による攻撃 (生物剤) (1) 攻撃による影響 [本文略] (2) 平素の備え [本文略] (3) 対処上の留意事項 [本文略]
	(2)	イ 医療活動 区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動を実施する。	イ 医療活動 区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の管理下において東京DMA Tにより、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動を実施する。
112	5	5 大量殺傷物質による攻撃 (化学剤) (1) 攻撃による影響 [本文略] (2) 対処上の留意事項 [本文略] ※ 現行(2)は、第5編「平素からの備え」に移動整理	5 大量殺傷物質による攻撃 (化学剤) (1) 攻撃による影響 [本文略] (2) 平素の備え [本文略] (3) 対処上の留意事項 [本文略]
	(2)	ウ 医療活動 区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する	ウ 医療活動 区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の管理下において東京DMA Tによ

		医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。	り、 <u>安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。</u> この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。
113	6	<p>6 交通機関を破壊手段とした攻撃</p> <p>(1) 攻撃による影響 <u>〔本文略〕</u></p> <p>(2) 対処上の留意事項 <u>〔本文略〕</u></p> <p>※ 現行(2)は、第5編「平素からの備え」に移動整理</p>	<p>6 交通機関を破壊手段とした攻撃</p> <p>(1) 攻撃による影響 <u>〔本文略〕</u></p> <p>(2) 平素の備え <u>〔本文略〕</u></p> <p>(3) 対処上の留意事項 <u>〔本文略〕</u></p>

## 第5編 平素からの備え

頁	変更箇所	変更案	現行
114	章	第5編 平素からの備え	第2編 平素からの備え
	1表	【区の各部における平素の業務】 (別図表13のとおり)	【区の各部における平素の業務】 (別図表13のとおり)
116	2	<p><u>2 平時における警戒</u></p> <p><u>区は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。</u></p> <p>(1) <u>危機情報等の把握・活用</u></p> <p><u>区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。</u></p> <p><u>区は、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。</u></p> <p>(2) <u>危機情報等の共有</u></p> <p><u>区は、区災害対策本部等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。</u></p> <p>(3) <u>警戒対応</u></p> <p><u>区は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに関連する施設に対して警戒の強化を要請するとともに、自ら管理する施設の警戒を行う。</u></p> <p><u>区は、都が整備した「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準」（平成18年度決定）に準拠し、区が管理する施設における同基準を整備する</u></p>	※ 現行 第5編 第2章から移動・整理
	3	<u>3 区職員の参集基準等</u>	<u>2 区職員の参集基準等</u>
3(2)		<p>(2) <u>24時間即応体制の確保</u></p> <p>区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要がある。特に、初動時において迅速に連絡がとれる体制であることが重要である。そこで、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて、現行の夜間・休日等の<u>当直室勤務職員</u>により、速やかに<u>危機管理担当部長、安全支援課長等、国民保護担当職員へ連絡がとれるよう</u>、24時間即応可能な体制を整備する。また、防災待機職員住宅入居職員及び臨時非常配備職員が、直ちに参集できる体制を確保する。</p> <p>なお、参集に当たって、職員は、避難の指示等の情報を確認し行動するなど、自らの安全の確保に留意する。</p> <p>ア <u>当直室勤務職員における情報収集・連絡</u></p>	<p>(2) <u>24時間即応体制の確保</u></p> <p>区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要がある。特に、初動時において迅速に連絡がとれる体制であることが重要である。そこで、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて、現行の夜間・休日等の<u>警戒待機職員及び警備職員による当直</u>により、速やかに<u>区長及び国民保護担当職員へ連絡がとれる体制を強化するなど</u>、24時間即応可能な体制を整備する。また、防災待機職員住宅入居職員及び臨時非常配備職員が、直ちに参集できる体制を確保する。</p> <p>なお、参集に当たって、職員は、避難の指示等の情報を確認し行動するなど、自らの安全の確保に留意する。</p> <p>ア <u>警戒待機室における情報収集・連絡</u></p>

	<p><u>当直室勤務職員</u>は、国民保護に関して、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃災害等に関する情報収集</li> <li>・ 危機管理担当部長、安全支援課長等国民保護担当職員に対する情報等の連絡</li> <li>・ 国からの区対策本部設置指定、都からの警報の通知、避難の指示等があった場合の初動準備、連絡等</li> <li>・ <u>その他、上記の国民保護担当職員が指示する業務</u></li> </ul> <p>ウ 臨時非常配備態勢</p> <p>武力攻撃災害が夜間及び休日等に発生したときは、臨時非常配備職員は、地域防災計画の定めによる「<u>臨時非常配備態勢の設置要領</u>」に基づき、参集して非常活動に従事するものとする。</p>	<p><u>警戒待機室</u>における警戒待機職員は、国民保護に関して、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃災害等に関する情報収集</li> <li>・ 危機管理担当部長、安全支援課長等国民保護担当職員に対する情報等の連絡</li> <li>・ 国からの区対策本部設置指定、都からの警報の通知、避難の指示等があった場合の初動準備、連絡等</li> <li>・ <u>国からの区対策本部設置指定、都からの警報の通知、避難の指示等があった場合の 初動準備、連絡等</u></li> </ul> <p>ウ 臨時非常配備態勢</p> <p>武力攻撃災害が夜間及び休日等に発生したときは、臨時非常配備職員は、地域防災計画に準じて別途定める基準に基づき、参集して非常活動に従事するものとする。</p>	
表中 8行目	<p><b>【事態に応じた初動体制の確立】</b></p> <p><u>突然的に</u>事案が発生するなど、その被害が災害対 策基本法上の災害 (***) に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合</p>	<p><b>【事態に応じた初動体制の確立】</b></p> <p><u>原因不明</u>の事案が発生するなど、その被害が災害対 策基本法上の災害 (***) に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合</p>	
119	3(5)	<p><b>【区対策本部長代替職員】</b></p> <p>第1順位 <u>第1副区長</u>      第2順位 <u>第2副区長</u>      第3順位 <u>危機管理担当部長</u>      第4順位 <u>企画経営室長</u></p>	<p><b>【区対策本部長代替職員】</b></p> <p>第1順位 副区長      第2順位 <u>危機管理担当部長</u>      第3順位 <u>企画経営室長</u></p>
120	4	<u>4 消防の初動体制の把握等</u>	<u>3 消防の初動体制の把握等</u>
	5	<u>5 国民の権利利益の救済に係る手続等</u>	<u>4 国民の権利利益の救済に係る手続等</u>
121	1(1)	<p>(1) 防災のための連携体制の活用</p> <p>区は、<u>国民保護措置</u>が円滑に実施できるよう、防災のための連携体制も 活用し、関係機関との連携体制を整備する。</p>	<p>(1) 防災のための連携体制の活用</p> <p>区は、<u>武力攻撃事態等</u>への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も 活用し、関係機関との連携体制を整備する。</p>
	2	2 <u>都等との連携</u>	2 <u>都との連携</u>
122	2(7)	<p>(7) <u>現地連絡調整所の運営等</u>に関する連携</p> <p>区は、テロ等発生現場において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「<u>現地連絡調整所</u>」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協議する。</p>	<p>※ 現行 第5編 第1章 3(2)から移動・整理</p>

	4(2)	<p>(2) 医療機関との連携</p> <p>区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、以下<u>の取組を行う。</u></p> <p>ア 都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。</p> <p>イ 特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p> <p>ウ 大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、区に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。</p>	<p>(2) 医療機関との連携</p> <p>区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p> <p>※ ウは、現行 第5編 第1章 1(2)から移動・整理</p>
123	4(3)	<p>(3) 関係機関との協定の締結等</p> <p>区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために必要な連携体制の整備を図る。</p>	<p>(3) 関係機関との協定の締結等</p> <p>区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。</p>
	4(5)(6)	<p>(5) 大規模集客施設等との連携</p> <p>ア 区は、大規模集客施設等における大規模テロ等の発生に備え、都が設置した「テロ等の危機に関する事業者連絡会」（平成18年9月設置）を通じて、危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。</p> <p>イ 区は、大規模テロ等の発生時に迅速に対処するため、区に所在する施設の実態に応じて、区、施設管理者、警察、消防等の緊急連絡体制を整備する。</p> <p>ウ 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対処を重視する。</p> <p>(6) 研究機関等との連携</p> <p>区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、区に所在する研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。</p>	<p>※ 現行 第5編 第1章 1(1)(2)(3)から移動・整理</p>
125	第3	1 基本的考え方	
	1(2)ア	<p>ア 国との情報伝達手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) (**)</li> <li>・ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) (**)</li> </ul>	<p>ア 国との情報伝達手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)</li> </ul>

		注釈	<p>(**) <u>内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム</u>  <u>(***) 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム</u></p>	<p>(**) 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム</p>
126	2	<u>2 通信連絡系統</u>	<u>(3) 通信連絡系統</u>	<u>(3) 通信連絡系統</u>
128	1(3)	<p>(3) 情報の共有  <u>区は、武力攻撃事態等において、被災情報、安否情報等を収集・整理し、関係機関及び住民に迅速・的確に提供するための体制を整備する。</u>  <u>なお、これらの情報を収集し、又は関係機関に提供するに当たっては、個人情報の保護に十分留意し、慎重に取扱うものとする。</u></p>	<p>(3) 情報の共有  <u>区は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。</u>  <u>なお、これらの情報を収集し、又は関係機関に提供するに当たっては、墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）等に基づき、慎重に取扱うものとする。</u></p>	
	2(1)(2) (3)	<p>(1) 警報の内容の伝達体制の整備  <u>ア 区は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や墨田区社会福祉協議会、国際交流ボランティア団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。特に、言語や生活習慣の違いによるハンディをもつ外国人に対しても、必要な情報の提供が行えるよう、相談窓口の設置等を検討していく。</u>  <u>イ 区長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは住民防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。</u>  <u>ウ 警報の内容の伝達に当たっては、防災行政無線による伝達に加え、広報車の使用、住民防災組織による伝達、メール配信、ケーブルテレビの活用、ホームページや<u>L</u>、フェイスブックの活用など、多様な手段を整備、維持する。</u></p> <p>(2) <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の整備及び防災行政無線の活用</u>  <u>ア 国からの迅速な情報通信の確保のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）を整備・維持する。</u></p>	<p>(1) 警報の内容の伝達体制の整備  <u>ア 区は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や墨田区社会福祉協議会、国際交流ボランティア団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。</u>    <u>（現行3編 第2章2(5)から移動整理）</u>  <u>イ 区長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは住民防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。</u>  <u>ウ 警報の内容の伝達に当たっては、広報車の使用、住民防災組織による伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用、ホームページやTwitter、フェイスブックの活用など、防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。</u></p> <p>(2) <u>防災行政無線の整備</u>  <u>区は、武力攻撃事態等において迅速に警報の内容を伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動した防災行政無線の整備を図る。</u></p>	

	<p><u>イ 武力攻撃事態等において迅速に警報の内容を伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動した防災行政無線の活用を図る。</u></p> <p>(3) 警察との連携</p> <p>区は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて<u>海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（以下「海上保安部等」という。）</u>との協力体制を構築する。</p>	<p>(3) 警察との連携</p> <p>区は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて<u>海上保安部等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署をいう。以下同じ。）</u>との協力体制を構築する。</p>
129	<p>(1) 安否情報の収集、報告及び回答</p> <p><u>ア 都への報告</u></p> <p>原則として、安否情報システムへの入力で行う。安否情報システムが利用できない場合は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）に定める様式によりメールで報告する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。</p> <p><u>イ 安否情報の回答</u></p> <p>住民からの安否情報の照会に対しては、安否情報省令に定める様式により回答する。回答に当たっては、個人情報の保護に十分留意する。</p>	<p>(1) 安否情報の収集、報告及び回答</p> <p>区は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）に定める様式により、収集、都への報告及び照会に対する回答を行う。</p> <p>※ 収集・報告すべき情報は、第3編第7章に掲載する様式を参照。</p>
130	<p>(4) 住民等への周知</p> <p>区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。</p>	<p>(4) 住民等への周知</p> <p>区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。</p>
131	<p>4(1) ※ 収集・報告すべき情報は、第2編第9章に掲載する様式を参照</p> <p>1 研修</p> <p>区は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、研修を行う。</p>	<p>※ 収集・報告すべき情報は、第3編第9章に掲載する様式を参照</p> <p>1 研修</p> <p>(1) 研修機関における研修の活用</p> <p>区は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、特別区職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。</p> <p>(2) 職員等の研修機会の確保</p> <p>区は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。</p> <p>また、都と連携し、消防団員や住民防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイ</p>
	第6	

		<p>ト、e－ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。</p> <p><u>(3) 外部有識者等による研修</u></p> <p>区は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。</p>	
134	2(1)(2)	<p>(1) 区における訓練の実施</p> <p>区は、近隣区、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能 力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。</p> <p>(2) 訓練の形態及び項目</p> <p>訓練を計画するに当たっては、<u>実動訓練、図上訓練等を、様々な情報伝達手段等の手法を組み合わせ、様々な場所や想定で行うなど、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。</u></p>	<p>(1) 区における訓練の実施</p> <p>区は、近隣区、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能 力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。</p> <p><u>また、昼間人口と夜間人口とが大きく異なることや外国人が居住していること、多くの事業所が存在することに配慮した訓練となるよう努める。</u></p> <p>(2) 訓練の形態及び項目</p> <p>訓練を計画するに当たっては、<u>実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。</u></p>
136	1(1)	【収集・管理すべき資料】 (別図表 14 のとおり)	【収集・管理すべき資料】 (別図表 14 のとおり)
137	1(3)	<p>(3) 高齢者、障害者など要配慮者への配慮</p> <p>区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者など自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として実施している「要配慮者用パンフレットの配付」、「要配慮者サポート隊の編成」、「緊急通報システムの設置」などについて、国民保護の観点を含めて、必要に応じた整備を行うとともに、<u>墨田区要配慮者避難支援プラン</u>を活用しつつ、要配慮者（＊）の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、区対策本部の「国民保護要配慮者救護部」が迅速に都の「福祉局」と連携した対応ができるよう、職員の配置に留意する。</p> <p>また、区は都と連携し、「外国人災害時情報センター」（**）や「防災（語学）ボランティア」（***）の活用など、外国人への情報提供体制について整備する。</p>	<p>(3) 高齢者、障害者など要配慮者への配慮</p> <p>区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者など自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として実施している「要配慮者用パンフレットの配付」、「要配慮者サポート隊の編成」、「緊急通報システムの設置」などについて、国民保護の観点を含めて、必要に応じた整備を行うとともに、<u>今後、作成を予定している避難支援プラン</u>を活用しつつ、要配慮者（＊）の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、区対策本部の「国民保護要配慮者救護部」が迅速に都の「福祉保健局」と連携した対応ができるよう、職員の配置に留意する。</p> <p>また、区は都と連携し、「外国人災害時情報センター」（**）や「防災（語学）ボランティア」（***）の活用など、外国人への情報提供体制について整備する。</p>

		さらに、東京消防庁（消防署）の「要配慮者に関する地域協力体制」（****）との連携も考慮する。	さらに、東京消防庁（消防署）の「要配慮者に関する地域協力体制」（****）との連携も考慮する。
	2	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>区は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、消防、警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）（平成18年1月）」や「避難実施要領のパターン」作成の手引き（平成23年10月）を参考に、観光客や昼間人口、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p>	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>区は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、消防、警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p>
139	5	<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>区は、都が行う避難施設（＊）の指定に際しては、以下の区分に応じて<u>施設の収容人数、地下収容の可否等</u>の必要な情報を提供するなど都に協力する。</p> <p>区は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の<u>名称、住所</u>等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。</p> <p>なお、地域防災計画に基づき区が指定している「一時集合場所」は、避難施設としての指定はされないが、武力攻撃事態等においても住民が集団で避難する場合の一時的な集合場所として活用する。</p>	<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>区は、都が行う避難施設（＊）の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。</p> <p>区は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の<u>場所、連絡先</u>等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。</p> <p>なお、地域防災計画に基づき区が指定している「一時集合場所」は、避難施設としての指定はされないが、武力攻撃事態等においても住民が集団で避難する場合の一時的な集合場所として活用する。</p>
140	1(2)	《避難施設の区分》（都国民保護計画より） (別図表15のとおり)	《避難施設の区分》（都国民保護計画より） (別図表15のとおり)
	5	「内閣官房国民保護ポータルサイト」避難施設等を掲載 <a href="https://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/index.html">https://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/index.html</a>	
141	6	8号 毒薬・劇薬（医薬品医療機器等法）	8号 毒薬・劇薬（薬事法）
142	1(2)	【例】 (別図表16のとおり)	【例】 (別図表16のとおり)
144	2(1)	(1) 啓発資料等の活用 区は、武力攻撃災害や緊急対処事態の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、 <u>警察・消防等</u>	(1) 啓発資料等の活用 区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、パンフレット等の啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

		関係機関及び施設管理者等と連携し、パンフレット等の啓発資料等を活用して住民・区外からの通勤者・観光客等に周知を図る。	
145	3	<p>3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発</p> <p>区は、都及びその他関係機関と協力し、<u>ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく</u>、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて普及・啓発に努める。</p>	<p>3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発</p> <p>区は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊 標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会 を通じて普及・啓発に努める。</p>
	4	<p>4 区民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え</p> <p>(1) 警報が発令されたときの行動及び避難行動の理解</p> <p>日頃から、武力攻撃事態や大規模テロ等（緊急対処事態）に遭遇した場合にとるべき行動について、知っていただくことが重要である。</p> <p>(2) 備蓄</p> <p>地震などの災害に対する日頃からの備えとして実践している、避難用の非常持ち出し品や数日間を自足するための備蓄品は、武力攻撃事態等における避難時においても役立つものであると考えられる。</p> <p>(3) 訓練への参加</p> <p>上記(1)の避難行動等の理解を深めるためにも、都民・事業者の皆様にも訓練に参加いただくことが重要である。</p> <p>『弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について』</p> <p>Jアラート（全国瞬時警報システム）により弾道ミサイル発射情報が発令されたら 【逃げる】</p> <p>屋外にいる場合、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中や、地下に避難する。</p> <p>【離れる】</p> <p>屋内にいる場合、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。</p> <p>【隠れる】</p> <p>屋外にいる場合で、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。</p> <p>※ 東京都防災ホームページ：弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について <a href="https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1022489.html">https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1022489.html</a></p>	
146	4	『警報が発令された場合に直ちにとるべき行動（例）』	

	<p>○ 屋内にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドアや窓を全部閉める。</li> <li>・ ガス、水道、換気扇を止める。</li> <li>・ ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。</li> </ul> <p>○ 屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難する。</li> </ul> <p>『武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点』</p> <p>○ 弹道ミサイルによる攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃当初は屋内に避難し、その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。屋内の避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。</li> </ul> <p>○ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。</li> </ul> <p>○ 航空攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃の目的地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが想定される。屋内への避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。</li> </ul> <p>○ 着上陸侵攻の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定される。</li> <li>・ 避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定される。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難する。</li> </ul> <p>○ N B C攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃やテロの手段としてN B C（核物質、生物剤、化学剤）が用いられた場合には、特別な対応が必要となることから、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要である。</li> </ul> <p>※ 内閣官房国民保護ポータルサイト：武力攻撃やテロなどから身を守るために  <a href="https://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo_manual.html">https://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo_manual.html</a></p>
--	--